



今やコンビニの数より多くなったNPO法人への寄附を促すために税制上設けられた措置が、認定NPO法人制度である。この制度はNPO法人の財政的基盤を強化することに役立ち、NPO法人の活動を側面から支援するものだ。このたびの法改正によって認定NPO法人になるのが容易になった。NPOアドバイザー・関口宏聡さんに、「認定NPO法人」になる方法とポイントについて聞いた。

ポイントをクリアすれば、「認定」は夢ではない。

「認定NPO法人」になる!

I. 「認定」要件をクリアする

●認定されるためには「高い公益性」が求められる

NPO法人の「認証」では、比較的形式的に「公益性のある団体であるか。」を判定して認証されているのに対し、認定NPO法人の「認定」の場合は、「より客観的な基準において、高い公益性をもっている。」ことが求められます。

その理由は、認定NPO法人になると、寄附税制の対象となるなど、税制優遇が適用されるためです。そこで「認定NPO法人」として認定する際には、通常のNPO法人よりも一層強く「公益性のある団体である。」ことが求められるわけです。

そのため、認定申請に提出する書類では、「広く一般から支持を受けているか。」「活動や組織運営が適正に行われているか。」「より多くの情報公開が行われているか。」等が厳格に審査されます。

認定を希望するNPO法人は、組織としてこれらの点について整備する必要があります。



関口 宏聡 さん
(NPO法人
シーズ・市民活動を
支える制度をつくる会
常務理事)

●最大のハードルは「PST」要件をクリアすること

具体的に「公益性」を説明するための要件として次のような項目が求められるます。

- (1) パブリック・サポート・テスト (PST) をクリアしていること
 - (2) 経常収入金額に占める寄附金の割合が20%以上
 - (3) 各事業年度中の寄附金の金額が3千円以上である寄附者の数が年平均百人以上
 - (4) 都道府県・市町村から条例で個別指定 (PST) とする活動が「共益的な活動」でないこと
 - (5) 運営組織等が適正であること
 - (6) 公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同時に取引を帳簿に記録し保存
 - (7) 支出した金銭について費途が不明なものや、帳簿への虚偽の記載がない
 - (8) 事業内容について一定の要件をみたしていること
 - (9) 実績判定期間において【特定非営利活動に係る事業費/事業費の総額】の割合が80%以上
 - (10) 実績判定期間において【特定非営利活動の事業費に充てた額/受け入れ寄附金の総額】の割合が70%以上
 - (11) 情報公開が適正であること
 - (12) 事業報告書等を所轄庁に提出していること
 - (13) 法令違反等がないことを示すこと
 - (14) 例：法人税・消費税・源泉所得税を適正に申告・納付している
 - (15) 設立から1年を超える期間が経過していること
- ※その他、欠格事由があります

1984年生まれ。千葉県出身。2009年、東京学芸大学教育学部環境教育専攻卒。新宿区協働支援会議委員、せんだい・みやぎNPOセンター評議員。日本ファンドレイジング協会設立に携わり、現在は、NPO法・認定NPO法人制度改正活動やNPOWEBのニュースなどを担当。国会議員へのロビー活動や省庁との調整などにも奮闘中。



これらの要件の中でも最大の難関とされるのは、「パブリック・サポート・テスト」(PST)のクリアです。PSTとは、「一般市民に支援されている度合い。」を計ることです。

これをクリアすれば、市民に必要とされている、つまり公益性が高い団体であると判断されるわけです。

●「PST」要件をクリアしやすい特例ができた

PST要件が備わっているかを判断する基準としては【寄附】があります。具体的には「寄附者の人数」「寄附金額」「寄附金収入の割合」等を基準とするルールが用いられます。

このルールが採用された理由は、公益性の測定を客観的にするために、「市民がその活動をどれだけ支持しているかを、数的に測定する。」ためです。この要件は、年間平均で一定の寄附を募らなければならぬという厳しいものですが、昨年の法改正によって次の選択肢のうち「達成しやすいほう。」を選択できるよになりました。

【**相対値基準**】

総収入額のうち、寄附金収入の占める割合が20%以上であればクリアできる。

【**絶対値基準**】

「年3千円以上の寄附者」が「年平均100人以上」いればクリアできる。

「相対値基準」と「絶対値基準」のどちらが有利になるかどうかは、各法人の運営体制や事業の収入内訳によって変わ

ってきます。委託事業・補助金が多い団体は相対値基準の利用も可能でしょうが、20%以上を算出する計算が容易ではないので、認定を受けるためにこれから寄附者集めを始めるNPO法人に有利なのは【**絶対値基準**】のほうでしょう。

寄附金収入の割合が20%を超える団体は少ないからです。

この【**絶対値基準**】を利用して、3千円の寄附をしてくれる方を百人以上集めれば、認定も夢ではないのです。絶対値基準は、認定を目指すNPO法人にとっても明確な目標となりますし、寄附する方に対してアピールしやすい目標となります。また、「3千円×100人ルール」が認定要件に加えられたことが追い風となり、今年6月1日付で、松戸市の介護系の団体さんが介護系では全国で初めての認定NPO法人となった例もあります。

●II. 「仮認定」制度を活用する

「PST」要件をクリアできなくてもよい

それでも、NPO法人がすぐさま、100人以上の方から寄附をもらうのは大変でしょう。そこで、今年4月からスタートしたのが「仮認定制度」です。

「仮認定制度」は、認定NPO法人になる8つの要件のうち、最も高いハードルである「パブリック・サポート・テスト」(PST)要件を満たしていなくても、「仮認定」して、一定の税制優遇措置を与える制度です。寄附者がゼロでも寄附金がゼロ円であっても、その他の要件を満たしていれば、「仮認定」を受けて、寄附者への税制優遇の一部の恩恵を受けられることになりました。ただし、「仮認定」の有効期間は短く、有効期間は3年となります。